

(要領様式第1号)

## 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

6上伊地環第50-2号  
令和7年(2025年)2月25日

上伊那地域振興局長

### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書(写)	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	○

### 2 公表する事項

事項	内容	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社南信サービス 代表取締役 竹村 博文 長野県下伊那郡松川町元大島 2715 番地 43	
申請の区分 (I)	産業廃棄物処理施設の設置許可	
条例第48条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県下伊那郡松川町元大島 2715 番 43
	②廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第2号に規定する汚泥の乾燥施設
	③処理を行う廃棄物の種類	○乾燥する産業廃棄物 汚泥(有機性のものに限る。) 特別管理産業廃棄物を除く。
	④廃棄物の処理施設の処理能力	52.56t/日(2.19t/h:24時間稼働)
申請の区分 (II)	産業廃棄物処理施設の設置許可	
条例第48条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県下伊那郡松川町元大島 2715 番 43
	②廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設
	③処理を行う廃棄物の種類	○焼却する産業廃棄物 汚泥 特別管理産業廃棄物を除く。
	④廃棄物の処理施設の処理能力	27.67 t/日(1.153 t/h:24時間稼働)
	⑭廃止の年月日	令和7年2月17日